

「平成 30(2018)年度 歯及び口腔の健康づくりに関する報告書」概要

保健福祉部健康増進課

平成 23(2011)年 4 月 1 日施行の「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」第 10 条の規定に基づき、歯及び口腔の健康の状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して平成 29(2017)年度に講じた施策及び平成 30(2018)年度に講じる施策について報告します。

1 県民の歯及び口腔の健康の状況

年 代	指 標	直 近 値			目標値 H34 (2022)	
		県	前年度	全 国		年 度
1 歳 6 か月	むし歯のない者の割合	98.6% (17 位)	98.5%	98.5%	H28 (2016)	—
3 歳		84.7% (13 位)	83.0%	82.5%	H28 (2016)	90.0%以上
小学生		45.7%	45.6%	53.0%	H29 (2017)	全国値以上
中学生		57.1%	57.5%	62.7%	H29 (2017)	全国値以上
高校生		55.1%	46.1%	52.6%	H29 (2017)	全国値以上
12 歳	一人平均むし歯等数	1.1 歯	1.1 歯	0.82 歯	H29 (2017)	0.8 歯以下
40, 50, 60, 70 歳	歯周病検診受診率	6.8%	6.2%	4.5%(H28)	H29 (2017)	—
60 歳	24 歯以上自分の歯を有する者の割合※	52.2%		61.0%	H28 (2016)	70.0%以上
80 歳	20 歯以上自分の歯を有する者の割合※	34.8%		51.2%	H28 (2016)	50.0%以上

※(注) 県の値は平成 28(2016)年度県民健康・栄養調査のアンケートによるものであり、一方で全国値は平成 28(2016)年歯科疾患実態調査(厚生労働省)の歯科健診によるものであるため、単純比較は難しい。

2 平成 29(2017)年度に講じた施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

- ・小学校においてフッ化物洗口を行う市町を支援 (5 市町、17,796 人)
- ・よい歯のコンクール(親と子、三歳児、優良学校、ポスター・作文・標語)を実施

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

- ・保育所、幼稚園、障害児通所施設等にとちぎ歯の健康センターの歯科衛生士を派遣し、歯磨き指導を実施 (110 回、3,910 人)
- ・成人歯科健診を行う市町を支援 (558 人)

(3) 障害児者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

- ・とちぎ歯の健康センターにおいて障害者歯科診療を実施（延べ患者数 3,838 人）
- ・身近な地域において障害者に歯科医療を提供する「障害者歯科医療協力医」と高次歯科医療を提供する「障害者高次歯科医療機関」による歯科医療システムを構築
 - * 障害者歯科医療協力医の登録（146 名）
 - * 障害者高次歯科医療機関の指定（8 病院）
 - * NHO 宇都宮病院の運営費を助成
- ・障害者等摂食嚥下指導に関する医療従事者を対象とした研修会を開催（2 回、211 人）
- ・福祉施設において入所者及び職員への巡回歯科相談・指導等を実施（41 回、1,054 人）
- ・在宅歯科医療の従事者を対象とした研修会を開催（2 回、131 人）

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

- ・歯科衛生士の再就職を支援する研修会開催を支援（4 回、65 人）
- ・とちぎ歯の健康センターにおいて歯科保健指導者及び医療従事者を対象とした研修会を開催（2 回、128 人）
- ・栃木県済生会宇都宮病院の歯科医療機器整備を助成

3 平成 30(2018)年度に講じる施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科検診等の機会を提供します。

(3) 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。